

阿波おどり会館及び眉山ロープウェイ指定管理者募集要項

第1 募集の目的

阿波おどり会館は、世界に誇る伝統芸能である阿波おどりを保存伝承し、阿波おどりの更なる発展を図るとともに、本市の観光の振興に資することを目的として設置された施設です。また、眉山ロープウェイは、本市における観光事業の振興と眉山山頂への交通及び観光客等の利便性を図るために設置されています。

阿波おどり会館及び眉山ロープウェイ（以下「両施設」という。）は、徳島市の観光拠点施設として位置づけられており、徳島らしい魅力ある観光地づくり等に、より積極的に取り組んでいく必要があります。

徳島市（以下「市」という。）は、両施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第2条の規定に基づき、両施設の管理業務に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は次の業務を行うこととします。

詳細は、別に定める「阿波おどり会館及び眉山ロープウェイ管理運営業務要求水準書」及び「同要求水準書参考資料集」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

(1) 阿波おどり会館

- ア 阿波おどりの歴史に関する絵図、写真及び文献等の資料の収集並びに、保管及び展示に関する業務
- イ 阿波おどりの魅力を体験するための施設の提供に関する業務
- ウ 阿波おどりの伝統を継承し、後継者を育成する業務
- エ 阿波おどり、郷土芸能及びその他、市の観光に関する情報の収集並びに提供に関する業務
- オ 阿波おどり会館の利用承諾に関する業務
- カ 阿波おどり会館の維持管理に関する業務
- キ 阿波おどりミュージアムの供用に関する業務
- ク 阿波おどりミュージアム観覧券の発行に関する業務
- ケ 阿波おどり会館での阿波おどり公演（昼間・夜間）に関する業務
- コ その他市長が必要と認める業務

(2) 眉山ロープウェイ

- ア 眉山ロープウェイの供用に関する業務
- イ 乗車券の発行に関する業務
- ウ 眉山ロープウェイの維持管理に関する業務
- エ 飲料水供給施設の維持管理に関する業務
- オ 眉華鏡の維持管理に関する業務
- カ その他市長が必要と認める業務

2 施設の概要

(1) 阿波おどり会館

- ア 名 称 阿波おどり会館
- イ 所 在 地 徳島市新町橋2丁目20番地
- ウ 開 館 日 平成11年7月31日
- エ 建 物 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建
- オ 施 設 規 模 敷地面積 1,570.90㎡
建築面積 1,321.32㎡
延床面積 5,252.61㎡
- カ 主 要 施 設 5階 眉山ロープウェイ山麓駅舎他
4階 活動室(第1～第4)
3階 阿波おどりミュージアム、事務室
2階 阿波おどりホール、ギャラリー、楽屋
1階 物産展示・販売、受付案内、情報コーナー
B1 駐車場他

(2) 眉山ロープウェイ

- ア 名 称 徳島市営眉山ロープウェイ
- イ 索道の所在地 徳島市新町橋2丁目20番地
起点(山麓駅) 徳島市新町橋2丁目20番地
終点(山頂駅) 徳島市眉山町茂助ヶ原1番地
- 事業許可 昭和32年1月16日
平成11年7月31日(リニューアル)
- ウ 営業距離 787.27m
- エ 搬 器 数 4両
- オ 型 式 単線固定交走式
- カ 乗 車 人 員 1両15人(片側2両30人)

第3 管理の条件等

1 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

2 管理の基準

阿波おどり会館条例及び徳島市商業観光施設事業条例において、供用時間、休館日等に関する規定があります。詳細については要求水準書を参照してください。

3 利用料金

両施設の管理運営では、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受できます。

このことから、指定管理者は両施設の利用促進及び利用者へのサービスの向上といった観点を踏まえ、阿波おどり会館条例及び徳島市商業観光施設事業条例で規定する利用料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、市長の承認を得て、利用料金の設定をすることになります。阿波おどり公演（昼間・夜間）観覧利用料金の上限については要求水準書を参照してください。

なお、利用料金の減免については現行の減免基準を継続することとしますが、新たな基準の設定や変更をしようとする場合は、事前に市との協議が必要となります。

4 管理等に要する経費

(1) 阿波おどり会館（指定管理料の基準額）

ア 利用料金制

指定管理者は、阿波おどり会館の管理運営業務を当該施設の利用料金収入と市からの指定管理料をもって行うものとします。眉山ロープウェイの利用料金収入を、阿波おどり会館の管理運営に充当することはできません。

イ 指定管理料

指定管理料については、これまでの実績や今後の見込み等を基にして算出した一定の基準額を設定しています。この基準額を目安に運営経費等の提案をしていただきますが、必要とする指定管理料の額がこの基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

なお、最終的な指定管理料については、指定管理者からの提案額を基準として、市と指定管理者が締結する協定書において決定することとなります。詳細は、要求水準書を参照してください。

ウ 変動納付金

各事業年度の収支が、申請書類一覧の中の「(様式9-6-②) 事業計画書：収支計画書（阿波おどり会館）」で示した各年度の収支計画額を上回った場合は、上回った額の50%以上を目安として市に納付していただきます。納付金に係る消費税及び地方消費税は不課税とします。ただしこの目安を下回

る提案をした場合は失格となります。

(2) 眉山ロープウェイ（納付金の基準額）

ア 利用料金制

指定管理者は、眉山ロープウェイの管理運営業務を当該施設の利用料金収入をもって行うものとします。また、阿波おどり会館の管理運営に使用するための指定管理料を、眉山ロープウェイの管理運営に充当することはできません。

イ 固定納付金

各事業年度に、あらかじめ定めた額を固定納付金として市に納付していただきます。納付金に係る消費税及び地方消費税は不課税とします。

固定納付金については、これまでの実績を基にして算出した一定の基準額を設定しています。この納付基準額を目安に運営経費等の提案をしていただきますが、納付基準額を下回る提案をした場合は失格となります。

なお、最終的な納付金額については、指定管理者からの提案額を基準として、市と指定管理者が締結する協定書において決定することとなります。詳細は、要求水準書を参照してください。

ウ 変動納付金

各事業年度の収支が、申請書類一覧の中の「(様式9-6-③) 事業計画書：収支計画書（眉山ロープウェイ）」で示した各年度の収支計画額を上回った場合は、上回った額の50%以上を目安として市に納付していただきます。納付金に係る消費税及び地方消費税は不課税とします。ただしこの目安を下回る提案をした場合は失格となります。

5 眉山ロープウェイ施設の管理について

眉山ロープウェイ施設の管理については鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）に基づいて手続きが必要になります。詳細は、要求水準書を参照してください。

第4 申請の手続き等

1 申請者の資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に両施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「応募共同体」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)のすべての要件を満たす必要があり、応募共同体にあつては、主たる構成員が(1)の要件を満たすとともに、すべての構成員が(4)の要件を満たす必要があります。(2)、(3)の要件については、構成員のいずれかが満たす必要があります。

- (1) 徳島県内に主たる事業所（本店）を置く法人等及びその他の団体であること。
- (2) 管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。
- (3) 眉山ロープウェイ施設については、業務責任者（安全統括管理者・索道技術管理者・索道技術管理員）を配置できること。
- (4) 法人等及びその代表者が、つぎの事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 地方自治法第244条の2第11項の規定によって市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止又は指名回避等の措置の対象となっている者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - キ 法人税、消費税及び地方消費税、市税（法人市民税、固定資産税）、並びに延滞金を滞納している者
 - ク 法人等又は応募共同体の構成員であって、他の応募共同体の構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
 - ケ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - コ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第3条第2項に該当する者
 - サ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (ウ) 暴力団の構成員等

2 応募共同体による申請

応募共同体による申請にあたっては、その構成する団体の中で代表となる団体を定めるとともに、構成団体間で協定書を作成のうえ、代表となる団体へ必要事項を委任してください。

3 指定管理者募集スケジュール

① 令和4年8月1日～9月15日	募集要項等の公開・配付
② 令和4年8月1日～8月16日	現地説明会の受付
③ 令和4年8月23日	現地説明会
④ 令和4年8月17日～9月1日	質問の受付期間
⑤ 随時	質問の回答（ホームページ上で回答）
⑥ 令和4年9月1日～9月15日	申請書類の受付期間
⑦ 令和4年10月上旬～中旬	審査選定（プレゼンテーション等）
⑧ 令和4年11月1日	選定結果の通知・公表（ホームページ）
⑨ 令和4年12月下旬	市議会での指定議案の議決
⑩ 令和4年12月下旬	指定の通知
⑪ 令和4年12月下旬	指定の告示、指定の公表（ホームページ）
⑫ 令和5年1月下旬	基本協定締結・事前承認
⑬ 令和5年3月頃	事務引継等
⑭ 令和5年4月1日	年度協定締結・管理運営業務開始

4 募集要項等の公開及び配付

募集要項は、令和4年8月1日（月）から令和4年9月15日（木）まで、市のホームページに掲載します。

また、要求水準書や様式集などの関係書類は、市のにぎわい交流課の窓口において、令和4年8月1日（月）から令和4年9月15日（木）までの間に配付を行います。配付時間は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

5 現地説明会の実施

- (1) 日時 令和4年8月23日（火）午後2時から（当日の参加確認は、午後1時30分から2時までの間に行います。）
- (2) 集合場所 阿波おどり会館4階 第一活動室
- (3) 参加資格 本募集要項中「申請者の資格」を満たす法人等又は応募共同体に所属する者とします。
- (4) 参加申込 現地説明会参加申込書（様式10）に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送（宅配便を含む。以下同じ。）でにぎわい交流課まで申し込んでください。なお、郵送の場合は必ず到着確認を行ってください。
- (5) 受付期間 令和4年8月1日（月）から令和4年8月16日（火）の午後5時

まで（必着）。ただし、持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。

- (6) 留意事項
- ・ 一法人等又は応募共同体あたりの参加人数については、制限することがあります。
 - ・ 現地説明会には募集要項等の配付資料を持参してください。（当日の配付はいたしません。）
 - ・ 受付期間中に参加申込ができていない場合は、現地説明会に参加できませんが、現地説明会に参加していなくても申請は可能です。

6 募集内容等にかかる質問の受け付け

募集内容等についての質問を次のとおり受け付けします。

なお、質問者は本要項中「申請者の資格」を満たす法人等又は応募共同体に所属する者としてします。

- (1) 受付期間 令和4年8月17日（水）から令和4年9月1日（木）午後5時まで（必着）。

- (2) 質問方法 質問書（様式11）により、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで市のにぎわい交流課までお送りください。持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。持参以外の方法による場合は、必ず到着確認を行ってください。

なお、口頭又は電話による質問、及び受付期間後の提出・到着による質問には応じないものとし、未着の場合の責任は申請者に属するものとしてします。

- (3) 回答方法 受け付けた質問については取りまとめのうえ、随時市のホームページで回答する予定です。

ただし、回答の内容が申請者の発想・提案に影響すると判断される質問に対しては、回答をお断りする場合があります。

なお、質問に対するすべての回答は、本募集要項及び要求水準書を補足するものとしてします。

7 申請書類の提出

(1) 申請書類の受け付け

- ア 受付期間 令和4年9月1日（木）から令和4年9月15日（木）の午後5時まで（必着）。なお、受付時間は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。

イ 受付場所 徳島市経済部にぎわい交流課

- ウ 受付方法 申請書類一式を持参により提出してください。郵送等、持参以外の方法での提出は受け付けできません。

(2) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書 (様式1)
- イ 誓約書 (様式2)
- ウ 応募共同体構成団体届 ※応募共同体の場合 (様式3)
- エ 応募共同体協定書の写し ※応募共同体の場合 (様式4)
- オ 委任状 ※応募共同体の場合 (様式5)
- カ 法人等概要書 (様式6)
- キ 法人等役員一覧 (様式7)
- ク 法人等の主要業務実績一覧表 (様式8)
- ケ 事業計画書 (様式9-1～様式9-14)
- コ 添付書類

前記ア～ケのほか、次の書類等(様式は任意)を添付してください。

- (ア) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- (イ) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- (ウ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書、並びに直近2事業年度の収支決算書及び事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(設立から2年を経過していない法人等の場合は、設立時からの書類を提出してください。)
- (エ) 法人税、消費税及び地方消費税、市税(法人市民税、固定資産税)に関する直近事業年度3年分の納税証明書(非課税又は納税を免除された法人等にあつては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書(様式任意)を提出してください。なお、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、提出を要しないものとします。)

(3) 提出部数等

申請書類は、正本1部、副本13部を提出してください。また、申請書類のうち事業計画書については、その内容を記録した電子媒体(CD-ROM)1枚を併せて提出してください。なお、提出後の内容の変更は認めません。

(4) 申請書類の規格等

申請書類は、様式集に基づき原則A4版縦置きに、横書き、左綴じとします。

その他詳細事項は、様式集の1ページ「申請書類の作成要領」を参照してください。

第5 審査方法等

1 審査の方法

阿波おどり会館及び眉山ロープウェイ指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」)

という。)において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。

選定委員会の中でプレゼンテーション等による審査を行い、最低基準として総合評価点が総配点の60%以上を満たす団体のうち、評価の上位順に優先交渉順位を決定し、この結果を市に報告します。申請者が多数の場合は、書類による一次審査を経た後にプレゼンテーション等による二次審査を行い、優秀者を選定する場合があります。

2 選定委員会の委員構成

選定委員会の委員の構成は次のとおりです。

職 種	人 数
学識経験者等	3人
市 職 員	2人
計	5人

3 審査の日程

審査は、令和4年10月上旬から中旬を予定しています。審査の案内は別途通知します。

4 審査の基準

審査は、次に掲げる基準により総合的に判断します。審査基準ごとの審査の観点及び配点ウェイトについては別紙のとおりです。

- (1) 事業計画は、市民及び観光客等の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画は、両施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、施設の適正な管理が図られるものであること。
- (3) 効率的な管理運営によって、指定期間において市の経費削減が期待できるものであること。
- (4) 指定管理者は、両施設の管理運営を安定して行うことができる財政的基盤や技術的能力を有すること、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他、市が両施設の設置の目的を達成するため及び管理運営上で必要と認める事項。

5 指定管理者の候補の選定

市は、選定委員会から選定結果の報告を受けて、優秀者を優先交渉者として細目協議を行い、協議が調った段階で指定管理者の候補として選定します。優先交渉者と協議が調わない場合は、優先交渉者との協議を中止し、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者候補の選定結果は、審査を受けた団体すべてに文書により通知します。

また、選定結果にかかる事項（申請団体の名称一覧、指定候補者に選定された団体の名称及び選定理由、得点結果及び申請団体ごとの得点状況（団体の特定は不可））は

市のホームページで公表することとなります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

市は、指定管理者の指定に関する徳島市議会（以下「議会」という。）の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、市は指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

市と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、さらに業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。

なお、指定管理者として議決された法人等又は応募共同体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は指定管理者の指定を取消します。この場合、市は一切の責任を負いませんが、指定を取り消された指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとしします。

第7 留意事項等

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき自由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、市は指定の取消し又は管理運営業務の一部若しくは全部を停止することがあります。

この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく両施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとしします。

(2) 市の施策等の事由により業務の継続が困難となった場合

市の施策等を原因として業務の一部又は全部の継続が困難となる場合は、市は事前に指定管理者に対し書面で通知することにより、管理運営業務の一部又は全部を停止することができます。

この場合において、指定管理者が損害を受けたときは、市と指定管理者の協議のうえ、市がその損害を賠償します。ただし、市は指定管理者の逸失利益については一切の責任を負わないものとしします。

業務の停止が指定期間の終期にかかる場合は、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく両施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとしします。

(3) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事

由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について市と指定管理者が協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合、市は事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとし、

- (4) 指定期間中において事業の継続が困難となった場合の指定管理料および納付金については、市と指定管理者の協議のうえ、その取扱いを決定するものとし、

2 審査の対象、優先交渉権者又は指定候補者からの除外

申請者が次に掲げる事項に該当したときは、その者を審査の対象者、優先交渉者又は指定候補者から除外します。

なお、優先交渉者又は指定候補者から除外した場合は、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは市関係者に対し、本件申請に関する不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 指定管理者の申請者の資格を満たしていないことが判明した場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと市が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと市が認めた場合

3 管理運営状況に関するモニタリング及び事業報告

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するために、事業報告及びモニタリング等を実施します。詳細については、要求水準書を参照してください。

4 情報管理と情報公開

本件指定管理に関する情報の管理と公開については、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条（秘密保持の義務）及び同条例第15条（情報公開）の規定に基づき取扱うものとし、詳細については要求水準書を参照してください。

5 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

申請書の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属しますが、本事業の公表やその他、市が必要と認めるときは、市は提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとし、

なお、市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属します。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理

手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出された申請書類は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配付することがあります。

また、提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 申請書類の作成

申請書類の作成にあたっては、本募集要項及び要求水準書に記載されている内容を遵守して作成してください。

6 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

7 その他

(1) 追加資料等

指定管理者の選定にあたり、市が必要と認めるときは追加資料等の提出を求めることがあります。

(2) 申請の辞退

指定管理者指定申請書を提出した後に当該申請を辞退する場合には、令和4年9月15日（木）までに所定の様式（様式12）によって届出てください。

(3) 納税義務

指定管理者は、法人事業税、法人税、消費税等の納税義務を負う場合がありますが、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関で確認してください。

(4) 問い合わせ及び申請書提出先

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市 経済部 にぎわい交流課

担当 中田・兼田

電話 088-621-5232

FAX 088-621-5457

メールアドレス nigiwai_koryu@city.tokushima.lg.jp